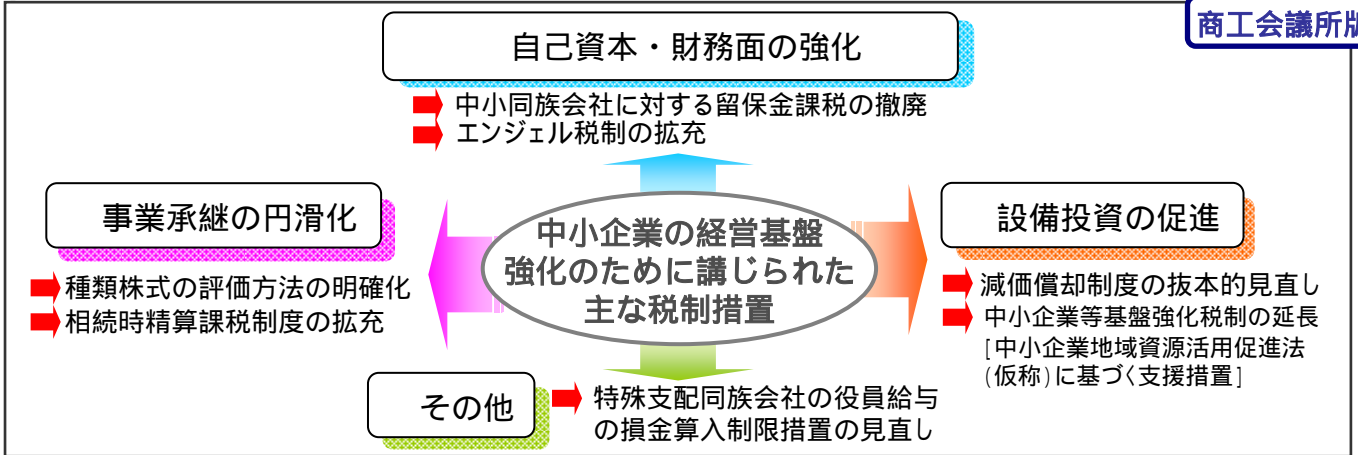


# 【解説】平成19年度中小企業関係税制の改正ポイント

商工会議所版

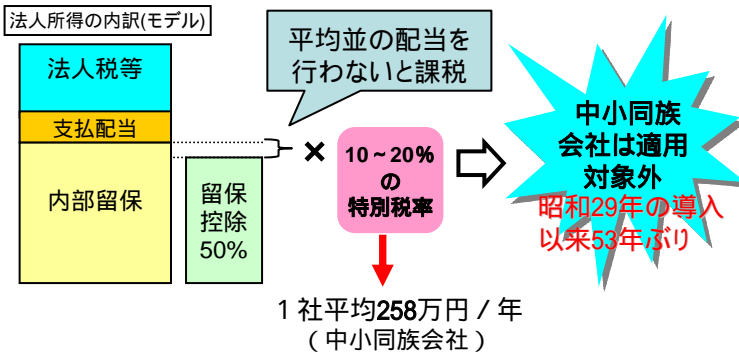


© 2006-2007 The Japan Chamber of Commerce and Industry

## 自己資本・財務面の強化

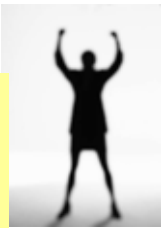
### 中小同族会社に対する留保金課税の撤廃

**改正点** 中小同族会社（資本金1億円以下）は、留保金課税の適用対象から除外されます。



### エンジェル税制の拡充

**改正点** ベンチャー企業への投資に対する税制優遇措置です。この制度の適用企業になると、直接投資を呼び込みやすくなります。今回の改正で、適用企業の要件が緩和等が行われます。



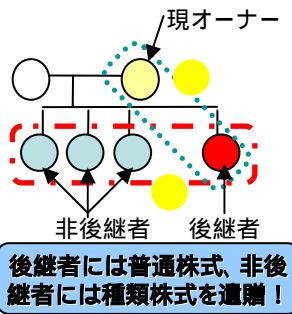
適用要件緩和

- 自らが該当企業であるか、事前確認が可能
  - ➡ 投資家への積極的なPRが可能
- 従業員要件に、研究者の他、開発者( )が加わる  
設立2年以上の企業は売上高成長率基準(25%~)が加わる
  - ➡ サービス業なども対象に
- 商品・サービス等の企画・開発者、マーケティング担当者等

## 事業承継の円滑化

### 種類株式の評価方法の明確化

**改正点** 事業承継対策に資する種類株式の評価方法が明確化され、事業承継の計画が立てやすくなります。



【事業承継対策に資する主な種類株式】

非後継者の相続人には議決権のない種類株式を

一定期間は後継者の独断専行経営を防ぎたいオーナーに

配当優先の無議決権株式

社債類似株式

拒否権付株式

普通株式と同じ評価

社債に準じた評価

普通株式と同様の評価

5%評価減も可能( )

議決権はないが、財産価値の高い株式  
評価減分を普通株式に加算

議決に際し拒否権発動可能な株式

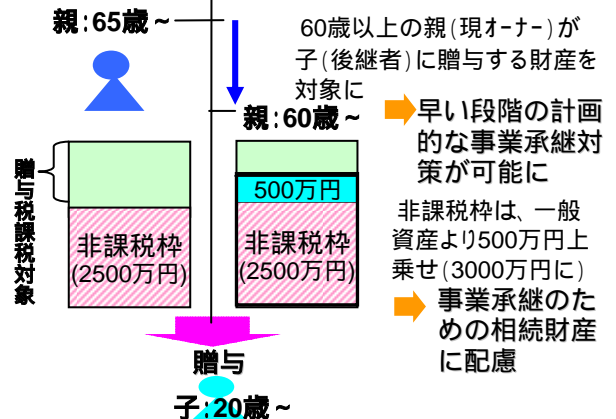
### 相続時精算課税制度( )の拡充

贈与者1人あたり2500万円の贈与まで非課税。これを越える部分については税率一律20%で課税。相続時には、相続財産にかかる相続税額から、既に支払った贈与税額を控除する。

**改正点** 事業を承継させるために、非上場株式を後継者に贈与した場合、年齢要件の緩和、非課税枠の拡大が認められます。

(一般資産の場合)

(非上場株式の場合)



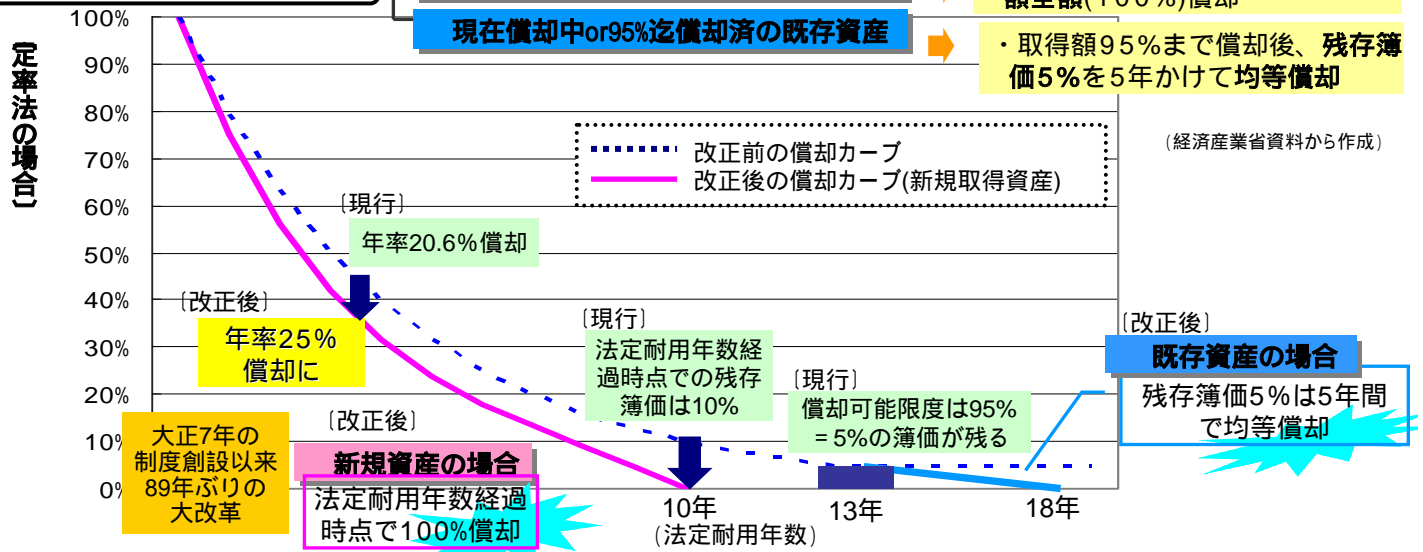
60歳以上の親(現オーナー)が子(後継者)に贈与する財産を対象に  
➡ 早い段階の計画的な事業承継対策が可能に  
非課税枠は、一般資産より500万円上乘せ(3000万円に)  
➡ 事業承継のための相続財産に配慮

### 今後の課題

平成19年度与党税制改正大綱において、「事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する」ことが示されました。今後、包括的な事業承継税制の確立に向けて、検討が進められる予定です。

## 設備投資の促進

### 減価償却制度の抜本的見直し



### 中小企業等基盤強化税制

延長 (平成21年3月31日まで)

資本金1億円以下の中小企業で  
 中小卸・小売・特定のサービス業者( )の取得する機械など  
 中小企業新事業活動促進法の支援対象企業の取得する機械など  
 (取得費用あるいはリース費用が一定額以上であることが必要です)

〔参考〕 以外の業種の中小企業で設備投資をされる方は、中小企業投資促進税制(全業種対象)をご確認ください。

・特別償却(初年度30%)  
 または  
 ・税額控除(7%)

追加

中小企業地域資源活用促進法(H19通常国会提出予定)に基づき、事業立ち上げ・拡大のために取得する設備も、この措置の対象に。

〔参考〕

特別償却  
 ・機械-15%  
 ・建物-8%

地域産業活性化法(H19通常国会提出予定)に基づき、「基本計画」を策定した地域における新規企業立地を支援

## その他

### 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し

18年度改正で導入

特殊支配同族会社とは・・・

#### 対象法人か？

a)同族関係者1グループで発行済株式(議決権)等の90%以上を保有

b)常務に従事する役員のうち同族関係者が過半数

どちらも該当する

どちらもor1つしか該当しない

#### 適用除外か？

c)基準所得(課税所得+オーナー役員給与)800万円以下

d)基準所得が3,000万円以下、かつ、オーナー給与が基準所得の1/2以下

どちらも該当しない

どちらか該当する

損金算入制限措置の対象外

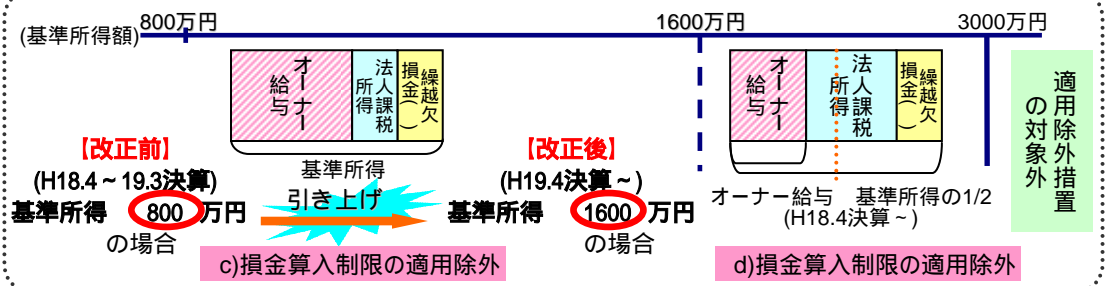
オーナー役員(業務主宰役員)の給与所得控除相当分を法人段階で損金算入制限

改正点

上記c)の基準所得が大幅に引き上げられ(800万円→1,600万円)、適用除外となる(=損金算入制限されない)事業者の範囲が拡大されます(平成19年度~)。

適用除外となる基準

繰越欠損金は特殊支配同族会社適用後の欠損に限る。



【お問合せ先】 商工会議所

税制改正内容の詳細は、<http://www.jcci.or.jp/zeisei/H19zeisei.html> をご覧ください。